

青森競輪運営管理業務の委託に関する協定の締結について

1 協定締結相手方

日本トーター株式会社（東京都港区港南2丁目16番1号） 代表取締役社長 平田 和稔
（3期連続の協定締結（第1期：H19～H25 第2期：H26～R2））

2 協定締結年月日

令和2年12月15日付け

3 協定の概要

- (1) 協定有効期間 令和3年4月1日から令和10年3月31日まで（7年間）
- (2) 業務内容 競輪開催業務全般
（車券の発売・払戻、警備業務、防災対策業務、施設・設備管理業務、広報宣伝業務など）
※ 次の業務を除く
・ JKA固有事務（競輪の審判、選手管理、選手あっせんなど）
・ 市固有事務（競輪開催日程、払戻金額の決定、賞金の決定など）
- (3) 委託料 売上等収入 から 施行者収益及び競輪開催経費^(※)を差し引いた額
（※）交・納付金、選手賞金、場外発売経費等
- (4) 施行者収益 最低保証額 年3億2,500万円（現在 年2億5,000万円）
上乗せ収益 委託料が年16億円を超えた場合、超えた額の1/2
（現在 本場+場外 年180億円超部分×4%）

4 その他

- 従事員は地元在住者を雇用、現在の被雇用者は継続雇用（現行報酬維持）を前提
- 契約書は毎年度締結